

輸出令別表第1の9(7)(省令第8条第九号)
 情報セキュリティ(暗号装置)の暗号特例

商 品 名 : _____
 メーカー名 : _____
 型 及 び 等 級 : _____

該非用パラメータシート
 (情報セキュリティ・貨物・パート2)
 様式9-07(別紙3)

(1 / 1)

CISTEC 2008.11
 (平成20年11月1日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回 答	備 考
<p><参考> 当該貨物が省令第7条第一号ハ又は省令第8条第九号、第十号又は第十二号に「該当」する場合には、以下の判定を行った結果、暗号特例により輸出許可が不要になることがある。</p>		
<p>「告示」： 輸出令第4条第1項第六号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物(暗号特例)：</p> <p>イ. a. 購入に関して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、信書便(注記1)若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置(電話を含む。)による注文により、販売店の在庫から販売されるものか？</p> <p>b. 外国でのみ販売されるものか</p> <p>c. 当該販売の態様を書面(注記2)により確認できるものか？</p> <p>ロ. 暗号機能が使用者によって変更できないものか？</p> <p>ハ. 使用に際して供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているものか？</p>	<p><input type="checkbox"/> はい ↓</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ ←<input type="checkbox"/> 項へ</p> <p><input type="checkbox"/> できる ↓</p> <p><input type="checkbox"/> できない ↓</p> <p><input type="checkbox"/> 不要</p>	<p><input type="checkbox"/> いいえ ←<input type="checkbox"/> 項へ</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> できない</p> <p><input type="checkbox"/> できる</p> <p><input type="checkbox"/> 必要</p>
<p>(最終判定欄) 以上の結果、『「告示」：輸出令第4条第1項第六号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物(暗号特例)』の対象となるか？(注)</p> <hr/> <p>☆[注意]： ・輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、輸出令第4条第1項第三号のイ、ロ又はこのいずれかに該当する場合(輸出令別表第3の2に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合にあっては、第三号のイからニまでのいずれかに該当する場合)は、暗号特例の対象外となり許可が必要。</p>	<p><input type="checkbox"/> 対象 (左記☆[注意]に該当しない場合は、許可不要)</p>	<p><input type="checkbox"/> 対象外 (許可必要)</p>

(注) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、当該判定貨物は暗号特例の対象となり一定の要件下で許可不要であると判定される。1つでも右欄にチェックされた場合は、暗号特例の対象外として許可必要であると判定される。

(注記1) 「信書便」とは、「民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便」を指す。

(注記2) 書面には、カタログ、パンフレット等の製品紹介資料及び販売店のチラシ広告等を含む。(WEBページを印刷したものも可)

・(最終判定欄)が「対象」となり、暗号特例の対象となる場合には、当局より、上記イ～ハで回答した内容を証明する書類を要求される場合がある。予め準備をしておくことが望ましい。

作成責任者： (作成年月日 年 月 日)
 会 社 名 _____
 所 属 _____
 (フリガナ)
 氏 名 _____ 印
 電 話 _____